

# 令和8年度名古屋圏における四日市の魅力発信（情報発信）業務委託

## 審査要領

### 1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

### 2 審査

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も得点の高い事業者を受託候補者とする。（同点の場合は委員長が決定する。）
- (2) 見積書合計金額が委託料を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (3) 審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。
- (4) 審査結果に関する異議等は受け付けない。

### 3 プレゼンテーション及びヒアリング

- ・企画提案者からの説明（15分程度）
- ・企画提案者への質問（15分程度）
- ・出席人数は4名以内とし、質問に適切に対応できる担当予定者が出席する。
- ・補足資料の配布は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、企画提案者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終了すること。

### 4 審査方法

委員会において各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の評価点について、審査基準ごとに平均値を算出し（小数点第二位以下切捨）、各審査基準の平均値を合算した総得点の高い応募者を受託候補者として特定する。（同点の場合は委員長が決定する。）

### 5 審査基準

四日市市が設置した「令和8年度名古屋圏における四日市の魅力発信（情報発信）業務委託プロポーザル審査委員会」が厳正な審査を行い選定する。審査項目及び配点は次ページ以降のとおりとする。（合計100点）

総合得点が60点に満たない場合、最も点数が高い応募者であっても、受託候補者とししない。

6 審査項目及び配点

審査項目		評価の視点	配点	提案様式
業務の基本方針		事業目的を理解し、提案内容が事業の趣旨と合致しているか。	5	任意
企画書	地上波 PR・コンテンツ制作の実施方針	視聴者の情緒的共感や強い関心を惹起させる独創的な番組内容であるか。	10	
		ターゲット層への波及効果が高いキャスト（出演者）や、視聴機会を最大化する放送日時（枠）の工夫があるか。	10	
		本市の魅力を放送した番組は、番組放送後も一定期間、見逃し配信やYouTube等の動画配信サービスで視聴できることが提案されているか。	5	
		放送にあたり、ステルスマーケティング等不当景品類及び不当表示防止法を違反していないか。	5	
		番組視聴促進及び都市イメージ向上を図るための販促グッズが制作可能な提案になっているか。	5	
	交通広告等事業の実施方針	サイネージや鉄道広告等の特性を活かし、本市の魅力を効果的に発信するための戦略的な掲出・放映計画となっているか。	10	
		本市の魅力を効果的に発信する提案内容になっているか。	5	
		ターゲットの移動動線を踏まえ、費用対効果の高い媒体選択やエリア設定がなされているか。	5	
	イベント PR 事業の実施方針	受託者が主催・関与するイベントにおいて、本市の魅力を発信する PR ブースの出展等の機会が提案されているか。	10	
	その他の PR 事業の実施方針	インターネット・SNS 広告等の活用により、効果的な PR 事業が提案されているか。	10	
KPI 及び効果測定の実施方針	設定された KPI の目標数値は具体的かつ挑戦的か。	5		
	効果測定や分析の方法、改善方法について、アクセス状況からの分析等、効果的かつ具体的な内容が提案されているか。	5		
メディアへの露出向上及び市内周知の取り組み	メディアへの露出について言及されているか。また、市内周知の取り組みについて言及されているか。	5		
専門性および業務への姿勢（ヒアリング）	企画提案内容全体を通して、業務に関する専門性や取り組み意欲を評価	5	-	